

2024.07.29

中古資産の耐用年数の簡便法が 2年となるケース

Q

お客様からのご質問

私は営業担当の社員です。

先日当社で行ったコマツ経営セミナーで、先生から「中古資産の耐用年数の簡便法を使えば、定率法の場合、耐用年数2年で、償却率が「1.000」となる」と説明されました。私の担当ユーザには、建設工事業の他、農業や林業を営んでいる方もいます。それらの業種については、何年経過した中古資産を購入すると、耐用年数が2年として償却率「1.000」が使えるのでしょうか？

A

キド先生からの回答

業種によって法定耐用年数が異なっておりますので、業種ごとに中古資産の耐用年数の簡便法を検討しなければなりません。下記の図は、業種ごとに、中古資産の耐用年数の簡便法の税務上の取り扱いで、耐用年数が2年とできる経過年数のケースをまとめましたので、参考にしてください。

経過年数 ⇒	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年以降
フォークリフト・ダンプ (法定耐用年数4年)	3年	2年	→				
林業用設備 (法定耐用年数5年)	4年	3年	2年	→			
総合工事業用設備 採石・砂利採取業用設備 (法定耐用年数6年)	5年	4年	3年	2年	→		
農業用設備 (法定耐用年数7年)	6年	5年	4年	3年	※3年	2年	→

※中古資産の耐用年数の特例(簡便法) 法定耐用年数の一部を経過した資産 (その機械の法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

キド先生からのコメント

減価償却費の計算においては、事業年度途中で購入した場合は、月数按分をしなければならないことになっています。中古資産の耐用年数の特例を使い、定率法で2年となった場合、法定償却率は「1.000」ですが、事業年度途中で購入したものであれば、使った月数で月割計算する必要がありますので、ご注意ください。

